

病気休暇制度の見直しについて

……ご意見等をお寄せ下さい。

大学より示された「平成 23 年度へ向けた人事制度改定案」のひとつに「病気休暇制度の見直し」がありました。国家公務員は今年 1 月 1 日から既に実施されており、同じ内容に改定したいとするものです。

大学からは規則の改定を 4 月 1 日付けで行ない、施行は 7 月 1 日からとする提案でしたが、組合としては、現行制度における民間企業等との相違については一定理解できるものの、そうであれば個人的には大きな不利益であること、休職からの復帰プログラムと一体的に検討すべきであること、メンタルヘルス休職への対処の必要性といった問題から、改定案を教職員へ周知させてその意見を聴くことが必要であり、4 月 1 日以降も継続して交渉することを要求して来ました。

3 月 22 日の団体交渉において「5 月末まで学内意見を集約（大学も）し、問題があれば修正して、7 月 1 日改定・施行で進める。また、復帰プログラムも合わせて検討する」ことで合意し、意見集約結果を受けて 6 月団体交渉を行なう予定です。

以下、その概要を説明しますので、ご意見等を書記局までお寄せ下さい。

なお、細かい点は省略していますので、その旨をご了承下さい。

1. 現行の病気休暇制度について

(1) 負傷または疾病による休暇（労災事故によるものを除く。以下「病気休暇」という）は期間の上限がなし。ただし、8 日以上連続病気休暇の場合は医師の診断書が必要。

（注）パートタイム契約職員の病気休暇（無給）は年間 10 日までです。

(2) 病気休暇が連続して 90 日を超える場合、90 日を超える部分の給与は半減される。（90 日までは、通勤手当・職務付加手当等を除いて全額保障）

(3) 病気休暇終了後、1 日でも出勤すれば、その後の病気休暇は新たなものとして扱われる。

2. 改定案について

(1) 連続する病気休暇の上限日数を 90 日とする。8 日以上連続病気休暇の場合は医師の診断書必要は同じ。

(2) 病気休暇が連続して 90 日を超える場合は、90 日を超えた日から病気休職へ移行する。この場合の給与は、病気休暇の 90 日まではこれまでと同様に保障され、移行した休職期間については、1 年間は 80% の支給、2 年目からは 0（ゼロ）となる。（ただし、2 年目以降は共済組合または健康保険から 1 年 6 カ月間（共済組合は更に +6 カ月間）、標準報酬日額の 3 分の 2 が傷病手当金として支給される。）

（注）①休職期間は原則として 3 年までです。

②休職制度のある職員は、常勤職員、フルタイム契約職員である病院助教・契約事務職員・契約看護職員・契約医療職員・契約技能職員です。なお、休職制度のない職員は「届出欠勤」になります。

(3)連続8日以上病気休暇終了後、実勤務日数が20日未満の間に再び病気休暇を取得した場合は、それら前後の病気休暇は連続しているものとみなす。



3. 改定の理由

(1)雇用管理上の理由

病気休暇の場合は、復職する時期が流動的であり、代替職員を雇用することが難しく、欠員の状態が続くことが多い。また、病気休暇が連続して90日を超えると給与が半減となるが、現行制度では1日でも出勤すれば次の病気休暇は新たなものとして扱うため、繰り返し長期の病気休暇を取得しやすい状況にある。

これに対し病気休職は、ある程度長期の期間を定めて休職を命ずることから、療養を要する職員にその期間治療に専念してもらうことができ、また、その職員が復職するまでの間、代替職員を雇用することが可能である。

病気休暇と病気休職の役割を明確化し、休職制度との適切な連携を図り、業務に支障が出ないように雇用管理する必要から、見直しを行なう。

(2)病気休暇の不正取得・濫用の防止

公務員の病気休暇をめぐるのは、奈良市役所職員が病気休暇を繰り返し不正取得して給与を受け取っていた問題など、ずさんに運用されるケースが見受けられたことから、その見直しを求める声も出ており、今回の国家公務員の見直しの理由の一つになっている。

税金である運営費交付金を主な運営資金とする広島大学としては、社会から疑念を持たれることのないよう適切に対応すべきである。

4. 5月末までにご意見等を下記へお寄せ下さい。今後の団体交渉へ反映させます。

組合書記局 メール union@hiroshima-u.ac.jp

電話・FAX 082-422-7556 学内線(東広島84)5390

(文責:小薮)

支部への要請 東日本大震災の被災者支援義援金の拠出について

この度の東日本大震災おきまして、ご家族・ご親族やご友人・知人が被害に遭われた支部組合員の方がおられましたら、心よりお見舞い申し上げます。

3月執行委員会では、東日本大震災の被災者を支援する義援金につきまして、各支部へ支部財政からの拠出をお願いし、組合本部の拠出と合わせて、広島大学教職員組合名で日本赤十字社へ送金することを決定しました。(なお、組合員個人個人の被災者支援の取り組みについては、多くの諸団体が募金を含む支援活動を行っており、各自の判断に拠るものとなりました。)

つきましては、各支部財政より、可能ならば1万円以上、当該金額がご無理な場合には可能な金額を、義援金として下記組合本部へご送金いただきたくお願い申し上げます。(なお、組合本部財政は厳しい状態にあり、組合本部としての拠出額は15万円とすることを決定しましたので、ご了承下さい。) 組合本部へのご送金は5月末日までお願い致します。

組合本部への送金方法

(1)送金先の組合本部口座

- ① 郵便振替口座
- ② もみじ銀行

(2)現金を書記局へ直接、お持ちいただいても構いません。

(参考) 日本赤十字社への送金

(1)送金先(郵便口座)

口座加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成23年9月30日

(2)日本赤十字社における義援金の使途(日本赤十字社HP「東北関東大震災義援金」より)

「義援金」は、国内で発生した大規模災害に対して皆さまからお寄せいただくもので、全額を義援金配分委員会(*)に送金いたします。その後、同委員会で立てられた配分計画に基づいて、被災者の方々に届けられます。

(*)都道府県が主体となって構成される委員会で、赤十字は構成メンバーの一員です。

支部への要請 本部役員候補者の選出について

2011年度の本部役員候補者につきまして、以下の各支部におかれましては各々の候補者を選出していただき、5月24日(火)までに書記局宛にご報告下さいますよう、お願い致します。

(5月執行委員会が25日開催のため、24日を締切日としていますことをご了承下さい。)

総合科学部支部	執行委員長	1名	
工学研究科支部	副執行委員長	1名	
霞支部	副執行委員長	1名、及び、執行委員	1名
文学研究科支部	執行委員	1名、及び、監査委員(契約職員)	1名
社会科学部支部	執行委員	1名	
教育学研究科支部	書記長	1名	
生物生産学部支部	書記次長	1名	
組合本部(専従書記)	書記次長	1名	
理学部支部	経理部長	1名	
国際協力研究科支部	執行委員	1名	
附属中高支部	執行委員	1名	
附属東雲支部	監査委員	1名	
附属三原支部	監査委員	1名	

(以上合計、執行委員会メンバー12名、監査委員3名)

<参考>

●組合規約細則

第12条(役員)の選出) 規約第17条の組合役員の候補者は、各支部より選出する。ただし、書記次長の候補者のうち1名は、常勤組合職員から選出する。

第13条(新役員の選出) 各支部長は、各支部において、前条に定める組合役員候補者を毎年5月末日までに、支部長、大会代議員および支部連絡会議員を6月末日までに選出し、委員長に報告する。

●組合規約

第17条(組合役員) この組合に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 2名
- (5) 経理部長 1名
- (6) 執行委員 若干名
- (7) 監査委員 3名

2011年7月定期大会に向けたスケジュール

ご報告

■2011年3月執行委員会議題

(1)2011年度本部役員候補の支部別定数の決定

■2011年4月上旬

(1)支部長宛に、2011年度本部役員候補選出を要請(5月24日締め)

■2011年4月27日(水)執行委員会議題

(1)2010年度活動報告案(継続審議)

(2)役員投票管理委員会規則の制定



■2011年5月上旬

(1) 支部長宛に、2011年度支部長、大会代議員、支部連絡会議員の選出を要請（6月末締め）

(注) 大会代議員数は5月1日現在の支部組員数による（支部組員20名につき1名、端数切り上げ）。

■2011年5月25日（水）執行委員会議題

(1) 2010年度活動報告案、2011年度活動方針案（継続審議）

(2) 2010年度決算報告案、2011年度予算案（継続審議）

(3) 2011年度役員候補決定

(4) 2011年度役員投票管理委員会の設置

■2011年6月初旬～6月下旬

(1) 2011年度役員信任投票公示～投票（10年は7/2～12日）～開票、結果発表

■2011年6月29日（水）執行委員会議題

(1) 2010年度活動報告案、2011年度活動方針案（決定）

(2) 2010年度決算報告案、2011年度予算案（決定）

(3) 大会議案書全体の確定

■2011年7月5日（火）までに大会議案書入稿（印刷会社）

■2011年7月15日（金）議案書発送

■2011年7月30日（土）13:00～ 定期大会

緊急!!

広島大学教職員組合主催講演会

ご案内

「福島原発事故とその背景について学ぶ」

講師 5/11(水)18:00～19:30 東広島キャンパス 総合科学部 K204号教室 【入場無料】

滝 史郎（広島大学名誉教授）「原子力発電と核・エネルギー問題」

チェリノブイリ原発事故に並ぶ大惨事となった福島原発事故は未だ終息の見通しも立っていない。原子力発電のありようが問われている今、原子力発電とは何か、解決できていない基本的問題点を考える。核燃料物質の社会的特殊性、原子力利用の歴史的背景を示して、エネルギー源としての原子力とその開発・研究について課題を提起する。

静間 清（広島大学大学院工学研究院教授）「福島原発事故の経緯と東広島キャンパスにおける放射能調査について」

原子炉の原理と構造、事故の経緯について簡単に説明し、東広島キャンパスで実施している大気中放射能の測定、オートラジオグラフィによる植物や野菜の汚染の状況、チェリノブイリ原子炉事故との比較について紹介する。

これからの2010年度 **Union** 教養講座スケジュール 18:30～19:30 【入場無料】

第7回目 広島海の幸を知る 生物生産学部支部 海野 徹也

4/22(金) 東広島キャンパス 法経255号教室（いつもの1階ではなく、2階です。）

第8回目 皆が幸福で健康に生きていくために 霞支部 大学病院 河村 明江 & 木河 由紀子

5/20(金) 霞キャンパス（教室未定）

* 新規メールアドレスの登録について

新しい年度が始まりました。まだメールアドレスを登録されていない方は、ぜひ、ご登録下さい。月1回のメール通信、その他事務連絡など、組合情報をより早くキャッチできますよ！union@hiroshima-u.ac.jp まで「メールアドレス登録希望」と記入の上、ご連絡ください。

* 2011年度 特約店一覧表について

添付の一覧表は本年度の保存版です。各種商品が組員特価・団体割引価格でご利用できます。ぜひ、ご活用ください。

発行 広島大学教職員組合

（東広島事務所 本部）

東広島市鏡山1-7-2（広大西口 西エネルギーセンター内）

内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556

union@hiroshima-u.ac.jp

（広島事務所）

広島市南区霞1-2-3

（霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ1階）

内線（霞83）6081 TEL/FAX 082-255-6156

お願い